

議案第77号

西脇多可行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西脇多可行政事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月30日

西脇市長 片山 象三

西脇多可行政事務組合同規約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合同規約（昭和55年西脇市多可郡消防事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条を削る。

別表第1中

「

第3条第2号に掲げる事務に要する経費	前年度の事業規模点数割のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。
第3条第3号に掲げる事務に要する経費	総額の2分の1は均等割2、人口割8のあん分で、残り2分の1は満65歳以上の人口を基準としたあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。
第3条第5号に掲げる事務に要する経費	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。

を

「

第3条第2号に掲げる事務に要する経費	総額の2分の1は均等割2、人口割8のあん分で、残り2分の1は満65歳以上の人口を基準としたあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。
第3条第4号に掲げる事務に要する経費	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。

に

改める。

別表第2中「第3条第4号」を「第3条第3号」に改める。

別表第3中「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。